

提案書

平成23年4月22日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 御中

郵便番号

住 所

氏 名 しゃだんほうじんにほん 社 団 法 人 日 本 ケーブルテレビ連盟 れんめい

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

| ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集における検討項目 | | 具体的内容 |
|---|---------------------------------|--|
| 1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について | (1) 線路施設基盤（電柱・管路等）の開放による設備競争の促進 | <p>1)</p> <p>公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン制定後、線路施設基盤の開放は進んできておりますが、設備保有者からの調査回答期間や設備基準などで事業者の負担はまだまだ大きく、公正な競争となっております。</p> <p>申請手続きの短縮など一層の開放による設備競争の促進をお願いいたします。</p> <p>1. 申請手続きの短縮化・効率化</p> <p>①調査回答期間の短縮について</p> <p>調査回答期間については、原則二箇月以内となっておりますが、ユーザへの可否回答が迅速に行われなことで公正な競争とならず、設備保有者の寡占化が進んでいます。</p> <p>速やかな可否回答をお願いするとともに、原則一箇月以内に回答をするように変更すべきです。</p> <p>②新設する電柱の強度の考え方について</p> <p>新設された電柱であっても強度不足により不可判定がでる場合があります。当初から複数の事業者の使用を想定した電柱の強度を持たせることとすべきです。</p> <p>③集合住宅等の地中管路の共用について</p> <p>集合住宅への引込管路は予備の空き管路がある場合は少なく、また、新規に管路を敷設することも困難な場合が多いことから、当該集合住宅の入居者は設備保有者が独占的にサービスを行うこととなります。</p> <p>既に使用している管路であっても、光ケーブルの同一管路への追い張りが可能であれば、入線を認めるように規定すべきです。</p> <p>電線共同溝エリアにおいても、後発事業者による引込管・引込設備の共用についてのスキームを明確化すべきです。</p> <p>④集合住宅等の棟内配線の転用について</p> <p>集合住宅等のMDFから各ユーザまでの棟内配線は、事業者毎に光ファイバを用意することは不可能であり、最初に敷設した光ファイバをユーザの希望に応じて自由に競争事業者が使用可能とするべきです。</p> |